神奈川県
総務局財政部税務指導課

不動産取得税の軽減制度のお知らせ

耐震基準不適合既存住宅（中古住宅）を取得した方が耐震改修工事を行った場合は不動産取得税が軽減されます。
～不動産の取得から６か月以内の申告が必要です～

■　軽減の対象

耐震基準不適合既存住宅（中古住宅）及び敷地のうち、次の要件を満たすものが軽減の対象となります。

【住宅】①から③までの全ての要件を満たすもの

①　自己の居住の用に供する住宅であること

②　床面積が50㎡以上240㎡以下（床面積には住宅用の車庫・物置等も含みます。）であること

③　住宅を取得後に耐震改修を行い、建築士等により新耐震基準に適合することが証明されたもの
（取得の日から６か月以内に県税事務所長に証明書を提出しかつ居住の用に供したものに限ります。）

【備考】
建築士等により新耐震基準に適合することが証明されたものとは、次の書類により証明された住宅のことをいいます。
ア　登録された建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する耐震基準適合証明書
イ　登録住宅性能評価機関が発行する建設住宅性能評価書の写し（耐震等級に係る評価が等級１、等級２又は等級３であるものに限ります。）
ウ　住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類

【敷地】次の要件を満たすもの

○　取得した日の前後１年（同時取得を含みます。）の期間内に上記住宅を取得すること

■　手続き

不動産取得税減額（還付）申告（申請）書に軽減の対象であることを証する書類を添付して不動産の所在地を担当する県税事務所に提出してください。

詳しくは不動産の所在地を担当する県税事務所にお問い合わせください（裏面「県税事務所一覧」をご覧ください。）。

県税ホームページ「県税便利帳」もご覧ください。　県税便利帳　検索

県税事務所一覧		
事務所	電話番号	担当区域
横浜県税	(045)651-1471(代)	横浜市西区、中区、保土ケ谷区、旭区、瀬谷区
神奈川県税	(045)321-5741(代)	横浜市鶴見区、神奈川区、港北区
緑県税	(045)973-1911(代)	横浜市緑区、青葉区、都筑区
戸塚県税	(045)881-3911(代)	横浜市南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区
川崎県税	(044)233-7351(代)	川崎市川崎区、幸区
高津県税	(044)833-1231(代)	川崎市中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区
相模原県税	(042)745-1111(代)	相模原市
横須賀県税	(046)823-0210(代)	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
平塚県税	(0463)22-2711(代)	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
藤沢県税	(0466)26-2111(代)	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
小田原県税	(0465)32-8000(代)	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
厚木県税	(046)224-1111(代)	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村

R6.3